官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇二）　一
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四四一）　六
○小値賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇二六）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、企業年金基金変更、令和七年度浄化槽管理士試験合格者関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○総務省令第百二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十六日

総務大臣　林　芳正